最終更新日：2016年11月18日
株式会社 ゼットン
代表取締役社長 鈴木伸典
問合せ先：03-5773-4317
証券コード：3057
http://www.zetton.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレートガバナンスを重要な課題として捉えており、透明性の高い健全なコーポレート・ガバナンス体制の確立に向け、鋭意努力を行っております。また、企業の社会的公共性に着目し、コンプライアンスの徹底を図り、企業倫理の更なる向上を目指しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をいずれも実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
稲本　健一	1,666,900	38.69
株式会社ラックランド　代表取締役　望月　圭一郎	234,600	5.44
鈴木　伸典	119,700	2.77
株式会社NSK　代表取締役　並木　吉彦	109,000	2.53
尾家産業株式会社　代表取締役　尾家　啓二	109,000	2.53
梶田　知嗣	94,000	2.18
高島　郁夫	73,000	1.69
キーコーヒー株式会社　代表取締役　柴田　裕	72,700	1.68
細野　順三	65,000	1.50
ティー・ハンズオン1号投資事業有限責任組合　無限責任組合員　ティー・ハンズオンインベストメント株式会社　代表取締役　藤巻　正司	65,000	1.50

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

2016年８月26日に公表しております株式会社ダイヤモンドダイニングの当社株式に対する公開買付けの結果、2016年９月１日付で稲本健一（所有株式数308,500株（発行済株式総数の7.16%））が主要株主である筆頭株主でなくなり、株式会社ダイヤモンドダイニング（所有株式数1,809,400株（発行済株式総数の42.00%））が主要株主である筆頭株主となっておりますが、当社として2016年９月１日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の大株主の状況は2016年８月31日現在の状況を記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	名古屋 セントレックス
決算期	2 月
業種	小売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
手嶋　雅夫	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
手嶋　雅夫	○	―――	社内経営陣と独立した関係にあること、および企業経営における豊かな経験と見識に基づき、客観的でかつ高度な視野から当社の企業活動に助言をいただきたいため。 また、当社と手嶋雅夫氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人、内部監査部門とは、報告書類の閲覧、往査への同行など日頃から相互に連携を取っていますが、3か月に一度内部監査室長を含めた三者会議を開催し、監査業務の進捗状況および計画を確認するとともに、双方の監査業務を通じて把握した問題点について共通認識を持ち、場合によっては共同して改善方法を検討する体制を整備しております。当該連携により、双方の監査業務の効率化と精度向上に寄与するものと考えております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
石田　晴彦	他の会社の出身者													
丹羽　喜裕	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石田　晴彦	○	―――	社内経営陣と独立した関係にあること、および司法書士としての豊かな経験と高い見識に基づき、広範かつ高度な視点で監査いただきたいため。 また当社と石田晴彦氏との間に利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため。
丹羽　喜裕		―――	公認会計士としての豊かな経験と高い見識に基づき、広範かつ高度な視点で監査をいただきたいため。 また当社と丹羽喜裕氏との間に利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績向上に伴う企業価値の向上に対して、取締役のインセンティブを高めるため、新株予約権によるストックオプションを付与しております。しかし、発行済み株式数の増加は株式の希薄化を及ぼすことから、その支給総額は株主総会の決議を経て、他の株主が不利益を被らないように配慮しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役、従業員

該当項目に関する補足説明

取締役以外に監査役、従業員に対してもストックオプションを付与しております。取締役同様、マネージャー職を中心に業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的としております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬については、総額を事業報告において開示しております。なお、有価証券報告書においても取締役報酬を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

平成27年度における取締役の報酬は以下のとおりです。

取締役　5名　119,400千円

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役および社外監査役に対しては、取締役会の開催に際して、資料の事前配布を行うとともに、特に重要な取締役会付議案件について事前の説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は監査役会を設置し、社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役会設置形態を採用しております。また取締役は5名のうち社外取締役を1名選任しており、監査役は4名のうち2名が社外監査役であります。

1. 業務執行の概要
経営上の重要な業務執行、経営判断については全て取締役会において審議のうえ決定されています。

2. 監査・監督の状況
業務執行、経営判断の適法性および妥当性については、取締役相互の監督と社外監査役2名を含む監査役監査により確保しています。

3. 指名・報酬について
取締役の報酬額は、取締役会の授権を受けた代表取締役が当社の定める一定の基準に基づき決定し、各監査役の報酬は、監査役の協議により決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役会は、社外取締役を選任することで、当社経営の客観性および中立性に努めております。
また、監査役は、4名のうち2名を社外監査役で構成することにより、実効的な監査体制を維持しており、経営監視機能の強化を図る体制をとっております。以上の理由により、経営監視機能の客観性および中立性の確保は十分であると判断し、現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2016年は、株主総会招集通知を株主総会開催日の17日前の5月13日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は2月決算会社でであるため、集中日の定時株主総会の開催はございません。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使（携帯電話によるものを含む）が可能です。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、決算時と第2四半期決算時に説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、事業報告書、決算説明会資料を掲載しております。 https://www.zetton.co.jp/company/IR/library.php	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(ア) 取締役及び使用人が職務執行の上で、法令及び定款を遵守していくことを徹底すべく、コンプライアンス体制を整備し、その遵守状況を管理・監督する。
(イ) コンプライアンス状況の監査は、代表取締役直轄の内部監査室が一定の方法で、定期的に実施し、代表取締役及び監査役宛てに報告書を提出、この報告に基づき更なるコンプライアンス体制の改善・整備強化を図る。
(ウ) 内部監査は、関連法規の趣旨を踏まえ、各種届出などの形式面のみでなく、これらの法令遵守に欠かせない項目を網羅したチェックリスト等を活用した実地調査の方法に基づき行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(ア) 会社の重要な意思決定については必ず書面または電磁的方法により記録を作成するとともに、法定保存文書と同様に「文書管理規程」で定めた所定の期間保存する。
(イ)「株主総会議事録」「取締役会資料及び議事録」「決算関係書類」「取締役を最終決裁者とする稟議書」については、取締役及び監査役は常時閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(ア) 事業上のリスク対応を踏まえて規程を整備し、的確な判断と対応が可能なように、日頃から備えて置くとともに、現場における危機管理能力の醸成に努める。
(イ) 緊急かつ重大な損失の事態が発生した場合には、代表取締役または副社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、迅速な情報収集、的確な分析、判断、対応を図り、正確な報告・発表を実施する体制を構築する。
(ウ) 内部監査のモニタリングの過程においては勿論のこと、全役職員が日常業務においてリスク発生要因を発見した場合には、迅速な報告と対応・改善を図ることが可能な社内体制を確立するとともに関連法規、社内規程の遵守及び危機意識を持った日常業務の遂行等により未然にリスク発生を防ぐ。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(ア) 取締役会を毎月一回開催するほか、必要に応じて随時開催する。そのほか迅速かつ的確な業務運営の為、経営会議、営業会議、プロジェクト会議等の各会議で審議・決定された内容は、取締役会より委嘱された範囲で職務を執行する担当部門において速やかに実施する。
(イ) 職務分掌権限規程において、取締役・使用人の職務分担を明確にし、決済制度の中で権限委譲を進め、適正かつ効率的な体制を確保する。
(ウ) 稟議書等の文書はIT技術を活用し、電磁的に記録・承認・保管を行なうことによって効率的な体制を確保する。
(エ) 内部監査室は内部監査業務の過程で、各部門の業務執行の適正性や妥当性をモニタリングし、適時、取締役会への報告を行う。
(オ) 顧問弁護士等による法令遵守等に関する指導・助言のほか、会計監査人による法定監査を受けるなど、第三者を通じてコーポレート・ガバナンス体制の充実・強化を図る。

5. 当社ならびにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
(ア) 当社は子会社及び関連会社（以下、「子会社等」という。）の管理に関し、関係会社管理規程を整備し、重要事項に関しては子会社等から当社への報告・承認を求めることとするとともに、定期的に協議を行い、経営管理情報・危機管理情報等の共有を図ることで、企業集団の業務の適正を図り、子会社等の取締役の職務の執行が効率的に行われる体制及び取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合する体制を確保する。
(イ) 子会社等は、当社の内部監査室による定期的な内部監査の対象とし、監査の結果は代表取締役及び監査役宛てに報告を行う。
(ウ) 当社役職員は、子会社等の損失の危険の発生を把握、または当該事項を子会社役職員より報告を受けた場合、直ちにその内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響について、当社取締役会に報告を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(ア) 監査役は監査役の職務の補助を必要とする場合、管理担当取締役に使用人の配置を要請し、担当取締役は監査役付担当者を選任する。
(イ) 監査役は当該使用人に対し監査業務に必要な事項を指示できるものとし、当該使用人はその任を解かれるまで、取締役等の指揮命令を受けないものとする。また、その人事に関しても監査役と協議を行いその独立性についても十分留意する。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
(ア) 当社及び子会社等の取締役ならびに使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え当社及び子会社等に重大な影響を及ぼす事項、重要開示事項、内部監査の状況等につき、速やかにその内容を報告しなければならない。また、監査役は当社及び子会社等からの報告・承認事項に係る情報を常時閲覧できるとともに、取締役ならびに使用人に対し直接報告を求めることが出来る。
(イ) 法令・定款違反その他情報を、監査役に報告したことで報告者が不利益な取扱を受けることを禁止し、その旨を当社及び子会社等の取締役ならびに使用人に周知徹底する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制
(ア) 監査役は取締役会ほか会社の重要な会議に出席するとともに、定期的に代表取締役と会合を持ち、会社の対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況及び監査上の重要課題について意見交換する。
(イ) 監査役は会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行なうとともに必要に応じて会計監査人に意見を求める。
(ウ) 監査役は内部監査室と緊密な連携を保ちつつ、必要に応じて個別の要望での内部監査の実施を求めることが出来る。
(エ) 監査役の職務の執行の必要性に応じて、監査役は外部の法律・会計等の専門家を任用する事が出来、そのための費用は会社が負担する。
(オ) 監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等の処理については、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制
(ア) 財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適正な提出のため、内部統制システムの構築を行なう。
(イ) 内部統制システムと金融商品取引法及びその他の関連法令との適合性を確保するために、全社レベルならびに業務プロセスレベルの統制活動を強化するとともに、その仕組みを継続的に評価し、必要な是正を行なう。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力に対し、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する旨を、「内部統制システムに関する基本方針」の中で定めております。

（ア）市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは関係を持たないことを反社会的勢力の排除基本方針に定めており、毅然とした姿勢で対応する。
（イ）反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は人事総務部を対応部署とし、警察等の関連機関とも連携して対応する。
（ウ）平成23年に全国で施行完了した「暴力団排除条例」に対応するため、事業に係る契約を締結する際には、取引先が反社会的勢力またはそれと係わりがある個人・法人等でないことの確認に努める。
（エ）事業に係る契約を締結する際には、双方において反社会的勢力または係わりのある個人・法人等でないことを約し、後に違背が発覚した際には、契約の解除とともに損害賠償請求に応じる義務を負う等の反社会的勢力排除条項を契約書面にて交わす。
（オ）使用人の雇用に当たり、入社時に提出の「誓約書」において、被採用者自らが反社会的勢力等ではないこと、もしくはそれと係わりがない事を宣言させている。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

企業統治の体制

（企業統治の体制の概要及び当該企業統治の体制を採用する理由）

当社は監査役制度を採用しており、会社法による法定の機関として、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人を設置しております。

取締役会は取締役５名で構成され、原則として月１回以上開催し、法令・定款及び取締役会規程に定められた事項の審議・決定を行っております。

当社は営業本部、店舗管理本部、管理本部他に取締役をそれぞれ配置し、業務分掌をしており、牽制機能が働く組織体制となっております。また、社長直属の内部監査室において、各本部の業務遂行状況についてのコンプライアンスに留意した内部監査を行っております。

監査役会は４名（内、常勤監査役１名、非常勤監査役１名、社外監査役２名）で構成され、原則として月１回以上開催し、取締役から経営に関する重要事項の報告を受け、協議又は決議を行っております。また、監査役は取締役会に出席すると共に業務、財産の状況の調査等を通じ、取締役の職務執行上の妥当性・適法性・効率性を広く検証し、監査を行っております。

当社におけるコーポレート・ガバナンス体制の模式図は以下のとおりであります。

